

# 「貸切バス事業者安全性評価認定制度」の概要

## 貸切バス事業者安全性評価認定制度とは

貸切バス事業者の安全性や安全の確保に向けた取組状況を評価・公表することで、貸切バスの利用者や旅行会社がより安全性の高い貸切バス事業者を選択しやすくするとともに、本制度の実施を通じ、貸切バス事業者の安全性の確保に向けた意識の向上や取り組みの促進を図り、より安全な貸切バスサービスの提供に寄与することを目的に、日本バス協会が実施している。

## 評価認定制度の概要

### (1) 評価認定の対象

認定を希望する全ての貸切バス事業者(日本バス協会の非会員も対象)

### (2) 申請条件

以下の条件を全て満たしている必要あり。

- ① 事業許可取得後3年以上経過していること。
- ② 安全性に係る法令遵守事項に関する違反がないこと。
- ③ 過去2年間に、有責の第一当事者となる死傷事故がないこと。
- ④ 過去1年間に、有責の第一当事者となる転覆等の事故又は悪質な法令違反による事故がないこと。
- ⑤ 過去1年間に、安全確保に関する法令違反を含む違反により、30日車の車両停止以上の行政処分が発生していないこと。

### (3) 評価認定の方法

①安全性に対する取組状況、②事故及び行政処分の状況、③運輸安全マネジメントの取組状況について、日本バス協会において書面及び訪問審査を行い、日本バス協会に設置された学識経験者、有識者、国土交通省、日本バス協会により構成される貸切バス事業者安全性評価認定委員会において、評価認定。

### (4) 有効期間

2年間

### (5) 認定の取消

以下の事由に該当する場合は認定を取消し、一定期間申請資格を剥奪(貸切バス事業に係るもののみが対象)

- ① 不正申請等 ⇒ 3年間
- ② 有責の死傷事故が発生 ⇒ 2年間
- ③ (有責・他責を問わず)死傷事故又は転覆等の事故の発生について、30日以内に日本バス協会へ未報告 ⇒ 2年間
- ④ 30日車以上の行政処分 ⇒ 1年間
- ⑤ 有責の転覆等の事故又は悪質違反による事故が発生 ⇒ 1年間

### (6) 評価認定制度の更新申請(予定)

- ① 認定種別 ⇒ 一ツ星、二ツ星、三ツ星の3種類
- ② 初申請の事業者が60点以上 ⇒ 一ツ星取得 (59点以下は却下)
- ③ 更新時に、一ツ星事業者が
  - ・ 80点以上 ⇒ 二ツ星取得
  - ・ 60点以上79点以下 ⇒ 一ツ星のまま
  - ・ 59点以下 ⇒ 剥奪
- ④ 更新時に、二ツ星事業者が
  - ・ 80点以上 ⇒ 三ツ星取得
  - ・ 60点以上79点以下 ⇒ 一ツ星へ格下げ
  - ・ 59点以下 ⇒ 剥奪

## 平成23年度認定状況

- ◇ 申請 ⇒ 236者(5.4%)、8,871両(19.0%)
- ◇ 認定累計(11月1日現在) ⇒ 143者(3.3%)、5,646両(12.1%)
  - ・第1次認定(H23年8月19日) 21者、816両
  - ・第2次認定(H23年9月30日) 45者、1,670両
  - ・第3次認定(H23年11月1日) 77者、3,160両
- ※ ( )内の%は、平成21年度末現在の全貸切バス事業者数(4,392者)、車両数(46,676両)に占める割合。

## 今後のスケジュール

- ◇ 平成23年度申請事業者については、12月7日開催予定の第4次認定審査委員会をもって、審査終了予定。
- ◇ 平成24年度以降も、認定申請を受け付ける予定。